

## ポイント

(平成30年度の業務の実績に関する評価)  
(漁業災害補償関係業務)

### 1. 全体の評価

項目別評価は39項目のうち、Bが32項目、評価の対象外が7項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。

また、全体の評価を引き下げる事象もなかったためBとした。

### 2. 法人全体に対する評価

農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されていると評価する。

### 3. 項目別評価の概要（基金全体及び漁業災害補償関係業務に関するもの）

#### ○ 情報提供の充実及び利用者の意見の反映

平成30年4月にリーフレットを作成し、信用基金ウェブサイトに掲載。また、漁業災害補償関係業務運営委員会、全国漁業共済組合連合会の理事会・総会、漁業共済全国会議を利用して利用者からの意見の募集を行う

た。

- 職員の人事に関する計画
  - ・ 組織体制について、部署名の変更と「上席課長補佐」職と「主任」職の導入。
  - ・ 研修計画について、人材の養成に向けて、職員のステージ等に応じた体系的な見直し。
- ガバナンスの高度化
  - ・ 運営委員会について、これまで報告してこなかった「料率算定委員会」「業務運営の検証委員会」の結果や、中期目標等で各業務の重要課題と位置付けられている「信用保証（保険）制度の普及推進・利用促進」「農業信用保険業務における借入者の信用リスクに応じた保険料率の導入」「林業信用保証業務における将来性評価の導入」といった事項の検討状況について報告を行うなど、幅広く意見を聞き、今後の業務運営に反映されるよう見直し。
  - ・ 信用基金の内規により設置されている23の会議体について、今日的にその在り方の見直しを行い、平成31年度より5つの会議体について廃止又は統合。

平成30年度評価

項目別評定総括表

評価項目	評価年度	評価年度				中期目標 期間実績 見込 評価
		30年度	31年度 元年度	2年度	3年度	
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置		B				
1 農業信用保険業務		B				
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組		B				
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定		B				
(3) 保険事故率の低減に向けた取組		B				
(4) 求償権の管理・回収の取組		B				
(5) 利用者のニーズの反映等		B				
(6) 事務処理の適正化及び迅速化		B				
2 林業信用保証業務		B				
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組		B				
(2) 適切な保証料率の設定		B				
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組		B				
(4) 求償権の管理・回収の取組		B				
(5) 利用者のニーズの反映等		B				
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証		B				
(7) 事務処理の適正化及び迅速化		B				
3 漁業信用保険業務		B				
(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定		B				
(2) 保険事故率の低減に向けた取組		B				
(3) 求償権の管理・回収の取組		B				
(4) 利用者のニーズの反映等		B				
(5) 事務処理の適正化及び迅速化		B				
4 農業保険関係業務		B				
(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映		B				
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施		B				
5 漁業災害補償関係業務		B				
(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映		B				
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施		-				

(注) 評価は、「第2-1 事業の効率化」「第2-2 経費支出の抑制」を除き定性評価である。「第2-1 事業の効率化」「第2-2 経費支出の抑制」を除き定性評価とする。

評価項目	評価年度	評価年度				中期目標 期間実績 見込 評価
		30年度	31年度 元年度	2年度	3年度	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置		B				
1 事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費の削減）		B				
2 経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）		B				
3 調達方式の適正化		B				
4 電子化の推進		B				
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとすべき措置		B				
1 財務運営の適正化		B				
2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び貸金計画		B				
3 決算情報・セグメント情報の開示		B				
4 長期借入金の条件		-				
5 短期借入金の限度額		-				
6 不要財産の処分に関する計画		-				
7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画		-				
8 剰余金の処置		-				
第4 その他主要省令で定める業務運営に関する事項		B				
1 施設及び設備に関する計画		-				
2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		B				
3 積立金の処分に関する事項		B				
4 その他中期目標を達成するために必要な事項		B				
(1) ガバナンスの高度化		B				
(2) 情報セキュリティ対策		B				

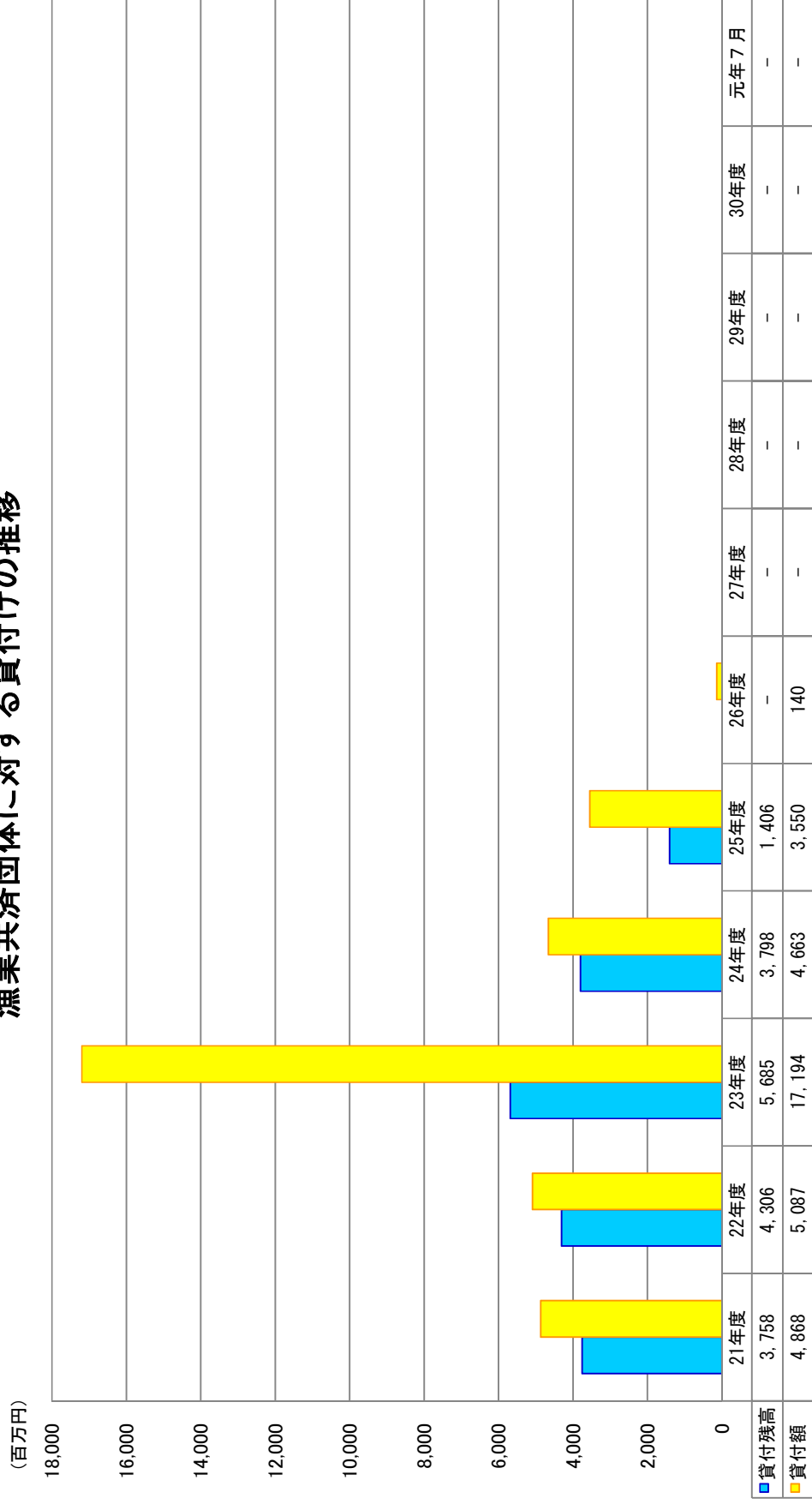
(注) 評価は、「第2-1 事業の効率化」「第2-2 経費支出の抑制」については、中期目標期間で達成の可否を判断する項目であるため、見込評価、期間実績評価及び5年目の年度評価では定量化評価し、それ以外の場合は定性評価とする。

# 平成30年度事業実績の概要 (漁業災害補償関係業務)

令和元年9月25日

独立行政法人農林漁業信用基金

### 漁業共済団体に対する貸付けの推移



(注) 1. 貸付額は、各年度の年間の実績である。「元年7月」は、平成31年4月から令和元年7月までの実績である。  
 2. 貸付残高は、各年度末の実績である。「元年7月」は、令和元年7月末現在の実績である。

平成30年度の漁業共済団体に対する共済金等支払財源の貸付けは無い。  
 平成23年度には、東日本大震災による被災漁業者への共済金支払に必要な財源として、漁業共済団体に170億円超の貸付けを行ったが、各共済組合において、今まで以上の普及推進を積極的に展開したことで共済加入額が増えたことにより貸付けの実績は無い。